

建築基準法について

【旧原山家住宅主屋】

・古い建物を復元するものだが、建築基準法上は新築となり、現行基準に適合させなければならぬ。

- ・現在、部材調査をしている段階だが、居室の天井高 2.1m 以上確保できない。
- ・今後、建築基準法について調査すれば、他にも適合しない部分があると思われる。
- ・床面積は 200 m² くらいになるのでは。 (4/19 建築士より電話)

【建築基準法適用除外について】

建築基準法

第 3 条（適用の除外）

この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建築物
- 三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

文化財保護条例（文化財保護法第 182 条第 2 項）

長野県文化財保護条例（対象：県指定有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物）

長野市文化財保護条例（対象：市指定有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物）

文化財保護条例以外の条例独自条例タイプ：独自条例の制定

（実績：京都市、福岡市、川崎市、鎌倉市、富岡市、豊岡市、津山市、喜多方市、金沢市、佐倉市、羽曳野市、奈良市、姫路市、熊本市、大磯町、勝央町、長岡市、高岡市、小田原市、泉佐野市、厚真町）

既存条例タイプ：既存条例（景観条例、伝建条例等）の改正

（実績：兵庫県、神戸市、横浜市、萩市）

実績：R 5 年 6 月時点

文化財保護条例以外の条例

独自条例タイプ

- ・法を適用除外とするために、新たに地方公共団体が独自の条例を新設する場合、「現状変更の規制及び保存のための措置」について、既存の条例にとらわれることなく、新規に条例内容を定めることが可能であるが、条例内容を一から検討する必要がある。
- ・条例の対象が、登録有形文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、伝統的建造物等に加え、地域において歴史的価値があるものとして「その他市長が指定するもの」とされており、多岐にわたる。

既存条例タイプ

- ・既存の「景観条例」や「伝統的建造物群保存地区保存条例」などの条例に、必要な「現状変更の規制及び保存のための措置」等に関する規定を追加することで、「その他の条例」としてみなすことが可能。
- ・条例の対象は、市長等が指定した景観形成重要建造物等であり限定的である。（「景観条例」をその他の条例としている場合）

【条例の制定について】

- ・当初、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例に必要な「現状変更の規制及び保存のための措置」等に関する規定を追加し、「その他の条例」とすることで建築指導課と協議をしたが、9/6戸隠伝建地区文化庁視察の際に、梅津主任調査官から今後の伝建地区以外の物件の適用除外も考慮して、独自条例を制定するべきではないかとの指導があった。